

万が一、事故が発生したら……!

事故とは、自動車を少しでも損傷したり、相手の人や物に損害を与えたことをいいます。

■事故を起こしたら、必ず次の処置をとってください。

最寄りの警察に届け出て、受付してくれた検察官の氏名を聞くと共に現場検証を受けてください。  
当社営業所にもご報告ください。

■次のような事故は、お客様の責任になります。ご注意ください。

酔っ払い運転、スピード違反等の悪質運転、警察と営業所に事故報告を怠ったとき。  
承認を受けなかった人が運転した場合の事故  
契約時間を無断で超過した場合の事故  
相手側に過失があり、賠償を求める事故(求償事故)は特に慎重をきたさねばなりませんので、  
必ず営業所に報告して指示を受けてください。  
賃借契約及び自動車保険約款に違反した場合の事故

■保険補償内容

対人賠償……………無制限(自賠責3000万円を含む)  
対物補償……………無制限  
搭乗者補償……………2000万円(1事故につき)  
車両補償……………時価(1事故限度額)  
※タイヤのパンク破損、ホイールキャップの紛失、車内のクリーニングが必要な場合の料金等は  
お客様負担となります。

ノンオペレーションチャージ(NOC)

車両のご利用中に事故を起こし、車両に損傷を与えた場合には、車両の修理期間中の休業補償の一部として、修理所要期間、損傷の程度にかかわらず「ノンオペレーションチャージ」をご負担いただきます。

予定営業所へ返却された場合	20,000円
予定営業所へ返却されなかった場合	50,000円

(NOCは免責補償制度に加入されてもご負担いただきます)

~~~~~  
■安心保証制度 1日600円の上乗せ料金で「NOC」のご負担額が0円になります。

上記の「ノンオペレーションチャージ」ご負担額が0円となります。



安心保証制度が適用されないケース

- ・警察への届け出なかった場合
- ・営業所へ連絡しなかった場合
- ・飲酒運転、無免許運転の場合
- ・貸渡時間を無断で延長しておきた事故
- ・契約者(同行者)以外の方の事故
- ・故意に起こした事故

※安心補償制度は、出発後には加入する事はできません。